



島根県報

平成21年12月4日（金）

第2,143号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|------------------------|---------------|---|
| 平成21年度島根県准看護師試験の実施 | （医 療 対 策 課） | 2 |
| 母子家庭応急融通資金貸付要綱の廃止 | （青 少 年 家 庭 課） | 4 |
| 平成21年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜 | （農 畜 産 振 興 課） | 4 |
| 公有水面埋立ての竣功認可 | （港 湾 空 港 課） | 4 |

【公 告】

| | | |
|---------------|------------------|---|
| 開発行為に関する工事の完了 | （都 市 計 画 課） | 5 |
| 都市計画事業変更の認可 | （ " ） | 5 |

【人委告示】

| | | |
|---------------------------|--|---|
| 平成21年度島根県職員（作業療法士）採用試験の実施 | | 6 |
|---------------------------|--|---|

【公安規則】

| | | |
|--|------------------|----|
| 島根県公安委員会に提出する申請書、届出書等の部数に関する規則の一部を改正する規則 | （警 察 本 部） | 8 |
| 銃砲の所持許可等の期間を定める規則の一部を改正する規則 | （ " ） | 8 |
| 島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則 | （ " ） | 9 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則 | （ " ） | 11 |

【正 誤】

| | | |
|---------------------------|-------------|----|
| 平成20年7月25日付け島根県報第2,003号中 | （森 林 整 備 課） | 11 |
| 平成21年11月17日付け島根県報第2,138号中 | （河 川 課） | 11 |

告 示**島根県告示第809号**

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成21年度准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

平成21年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成22年2月10日（水） 午後1時から午後3時30分まで

2 試験場所**(1) 松江会場**

松江市殿町158 島根県民会館

(2) 浜田会場

浜田市野原町2433-2 島根県立大学

3 試験の方法

筆記試験（四肢択一式）

4 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

5 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成22年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成22年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成22年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成22年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で看護師免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認めたもの
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で看護師免許を受けた者のうち、(5)に該当しない者で知事が適当と認めたもの

6 願書の提出期間等**(1) 提出期間**

平成22年1月4日（月）から平成22年1月15日（金）まで

(2) 受付方法等

受付場所への持参又は郵送による（持参の場合は、受付期間中の午前8時30分から午後5時までとする（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）。郵送により提出する場合は、書留郵便とし、平成22年1月15日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。）。

(3) 受付場所

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県健康福祉部医療対策課看護職員確保グループ

7 提出書類

(1) 受験願書

(2) 受験票（出願前6月以内に撮影した正面、上半身、脱帽で縦6センチメートル、横4センチメートルの写真を所定欄にはり付けたもの）

なお、養成施設において受験用写真をはった受験票に、当該施設の刻印及び照合印を押すこと（当該刻印及び照合印を得ることができない者においては、受験票の写真と照合することのできる写真付き身分証明書の写しを提出すること。）。

(3) 受験資格を確認できる次の書類

ア 修業証明書又は卒業証明書（出願時において修業見込み又は卒業見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出し、卒業後速やかに修業証明書又は卒業証明書を提出することとする。平成22年3月31日（水）午後5時（必着）までに提出がない場合は当該試験を無効とする。なお、婚姻等により、氏名の変更があり、修業証明書又は卒業証明書に記載されている氏名と受験願書及び受験票に記載された氏名が異なる場合は、出願書類に戸籍抄本を添付すること。）

イ 5の(5)又は(6)に該当する者は、それを証する書面

8 受験手数料

6,900円（島根県収入証紙で納付すること。収入証紙には消印をしないこと。他県からの受験者は郵便小為替で納付すること。ただし、納付された受験手数料は返還しない。）

9 受験票の交付

受験願書を受理した者には、受理後2週間以内に受験票を交付する。受験票は各准看護師養成施設一括申込み分については施設長あて一括送付し、個人申込み分については随時送付する。

平成22年1月29日（金）までに受験票が届かない場合は、島根県健康福祉部医療対策課に問い合わせること。

10 合格発表

平成22年3月12日（金）午前9時県庁前の掲示板に受験番号を掲示するとともに、同日午前9時30分より島根県医療対策課のホームページに合格者の受験番号を掲載する。また、同日付けの島根県報にも掲載する。

可否に関する電話での問合せには、原則として応じない。

11 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。ただし、修業又は卒業見込みで受験した者については、平成22年3月31日（水）午後5時（必着）までに修業証明書又は卒業証明書を提出した者に合格証書を交付する。

12 試験成績の開示

試験の成績を下記のとおり開示する。

(1) 開示内容

総合得点及び科目別得点

(2) 開示対象者

全受験者

(3) 開示請求できる者

受験者本人

(4) 開示期間

平成22年3月12日（金）から平成22年4月11日（日）までの午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）。

(5) 開示請求の方法

島根県健康福祉部医療対策課にて、受験者本人が受験票を提示し、口頭により請求する。

(6) 開示方法

開示請求のあった日に、原則として閲覧により開示する。口頭での伝達によることもできるが、写しの交付は行わ

ない。

(7) 開示場所

島根県健康福祉部医療対策課

13 その他

- (1) 受験に必要な書類は、島根県健康福祉部医療対策課へ請求すること。願書の郵送を希望する場合は、封筒の表に「准看護師試験受験願書請求」と朱書し、140円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、請求すること。
- (2) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成22年1月15日（金）までに島根県健康福祉部医療対策課まで申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて、必要な措置を講ずる。
- (3) 試験会場の収容人数には制限があるため、受験会場の希望に添えない場合がある。また、受験者数の調整を行う必要が生じた場合には、県内准看護師学校養成所を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）及び県内在住者を優先する。
- (4) 受験に関し不明な点がある場合は、島根県健康福祉部医療対策課（電話0852-22-5252）へ問い合わせること。

島根県告示第810号

母子家庭応急融通資金貸付要綱（昭和30年島根県告示第303号）は廃止し、平成21年12月4日から施行する。

平成21年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第811号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成21年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成21年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 種畜証明書番号 | 名前（登録・登記番号） | 品 種 | 検査成績 |
|------------|---------------|-------------|------|
| 平21島根県臨第3号 | 糸安茂（全和黒原3703） | 肉用牛 黒毛和種 | 2級 |

島根県告示第812号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 竣功認可の年月日

平成21年11月24日

2 竣工認可を受けた者

島根県 代表者 島根県知事 溝口 善兵衛

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字別府453番地8の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結ぶ平成15年の秋分の満潮位（D. L. +0.45メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 隠岐郡海士町大字菱浦地先の隠岐松ヶ埼灯台（北緯36度6分3秒、東経133度3分51秒）から308度3分25秒、2,088.66メートルの地点

②の地点 ①の地点から147度43分30秒、25.82メートルの地点

③の地点 ②の地点から57度43分30秒、30.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から147度43分30秒、21.47メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から57度43分30秒、43.30メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から327度43分30秒、5.00メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から237度43分30秒、0.40メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から327度43分30秒、44.42メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から57度43分30秒、0.40メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から327度43分30秒、0.60メートルの地点

(3) 面積

3,183.81平方メートル

4 免許の年月日及び番号

平成16年11月17日 指令港第481号

5 縦覧場所

西ノ島町役場

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

出雲市西園町字長浜4036番、4039番、4042番、4049番7、4049番8、4184番6、4185番5

面積 22,001平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

出雲市神西沖町1349番地3

株式会社島根サニタリ

代表取締役 丸山 茂

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年12月4日

- 1 都市計画事業の種類及び名称
平成16年島根県告示第176号出雲都市計画道路事業3・4・19号医大前新町線
- 2 施行者の名称
出雲市
- 3 事業施行期間
平成16年2月20日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第7号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成21年度島根県職員（作業療法士）採用試験を次のとおり実施する。

平成21年12月4日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

- 1 受付期間
平成21年12月8日（火）～平成22年1月12日（火）
受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。）。郵送による場合は、1月12日（火）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、1月5日（火）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

| 試験区分 | 採用予定人員 | 職 務 内 容 |
|-------|--------|-------------------------|
| 作業療法士 | 1名 | 県立病院又は保健所等に勤務し、専門的業務に従事 |

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢及び資格

| 試験区分 | 年 齢 ・ 資 格 |
|-------|--|
| 作業療法士 | 昭和56年4月2日以降に生まれた者で、作業療法士の免許を有するもの又は平成22年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの |

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

| 区分 | 日 時 | 試験地及び試験場 | 合 格 発 表 |
|----|-----|----------|---------|
| | | | |

| | | | | |
|-------|--|-----|----------------------|---|
| 第1次試験 | 平成22年1月31日(日) ～2月1日(月) 初日受付時間 8:30～8:40 初日試験時間 9:05～16:30 | 松江市 | 島根県職員会館 (松江市内中原町) | 2月25日(木)に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結果を通知する。 |
|-------|--|-----|----------------------|---|

(注) 受験者数によっては、2月1日に予定している面接試験を1月31日に実施する場合がある。

5 試験の種目、配点及び内容

| 区分 | 試験種目及び配点 | 内 容 |
|-------|------------|---------------------------------------|
| 第1次試験 | 教養試験(120点) | 公務員として必要な知識及び知能について、択一式による短大卒業程度の筆記試験 |
| | 専門試験(180点) | 専門的な知識及び能力について、択一式による筆記試験 |
| | 面接試験(500点) | 職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出) |
| | 作文試験(200点) | 文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験 |
| | 適性検査 | 職務遂行に必要な適性の検査 |

(注) 1 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合点にかかわらず不合格とする。

2 教養試験、専門試験の得点の合計が上位の者に対してのみ、作文試験、面接試験の得点を加算し、最終合格者を決定する。

6 専門試験出題分野

| 試験区分 | 出 題 分 野 |
|-------|---|
| 作業療法士 | 解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学(リハビリテーション概論を含む。)、臨床医学大要(人間発達学を含む。)、作業療法 |

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「作業療法士請求」と朱書し、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「作業療法士申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 資格又は免許の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

9 給与

初任給は、平成21年12月1日現在、原則として下の表のとおりである。このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される(学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。)

なお、給与については、本県の財政事情により、現在、一定割合（6パーセント）の減額措置を実施している。

| 試験区分 | 学 歴 | 年 齢 | 初任給月額（減額前） |
|-------|------|-----|------------|
| 作業療法士 | 短大3卒 | 21歳 | 167,000円 |

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会に提出する申請書、届出書等の部数に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月4日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

島根県公安委員会規則第16号

島根県公安委員会に提出する申請書、届出書等の部数に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会に提出する申請書、届出書等の部数に関する規則（昭和42年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------|-------|-------|-----|---------|------|-----------|------------------|--------|--|---|--------|-----|------|------|---------|------|---------|--------------|------|
| 別表中 | を | に改める。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>第3条第4項</td></tr> <tr><td>第4条</td></tr> <tr><td>第6条の4</td></tr> <tr><td>第7条</td></tr> <tr><td>第10条第1項</td></tr> <tr><td>第11条</td></tr> <tr><td>第11条の5第1項</td></tr> <tr><td>第11条の5の3第1項及び第2項</td></tr> <tr><td>第11条の7</td></tr> </table> | 第3条第4項 | 第4条 | 第6条の4 | 第7条 | 第10条第1項 | 第11条 | 第11条の5第1項 | 第11条の5の3第1項及び第2項 | 第11条の7 | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>第6条第4項</td></tr> <tr><td>第9条</td></tr> <tr><td>第20条</td></tr> <tr><td>第30条</td></tr> <tr><td>第33条第1項</td></tr> <tr><td>第34条</td></tr> <tr><td>第38条第1項</td></tr> <tr><td>第40条第1項及び第2項</td></tr> <tr><td>第44条</td></tr> </table> | 第6条第4項 | 第9条 | 第20条 | 第30条 | 第33条第1項 | 第34条 | 第38条第1項 | 第40条第1項及び第2項 | 第44条 |
| 第3条第4項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4条 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第6条の4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第7条 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第10条第1項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第11条 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第11条の5第1項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第11条の5の3第1項及び第2項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第11条の7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第6条第4項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第9条 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第20条 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第30条 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第33条第1項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第34条 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第38条第1項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第40条第1項及び第2項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第44条 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

銃砲の所持許可等の期間を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月4日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

島根県公安委員会規則第17号

銃砲の所持許可等の期間を定める規則の一部を改正する規則

銃砲の所持許可等の期間を定める規則（昭和53年島根県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「銃砲刀剣類所持等取締法施行令」の次に「（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）」を加え、「第4条」を「第6条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 令第6条第2項に規定する公演用の銃砲刀剣類等の所持許可期間は、1年とする。

第3条を削り、第2条中「銃砲刀剣類所持等取締法施行令」を「令」に、「第6条の3第2項」を「第26条第2項」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（国際競技に参加する外国人に対する所持許可期間）

第2条 令第24条第1項に規定する国際競技に参加する外国人に対する銃砲又は刀剣類の所持許可期間は、60日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月4日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

島根県公安委員会規則第18号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表銃砲刀剣類所持等取締法の部第4条の2の項の次に次のように加える。

| | |
|----------------------------------|---------------------------|
| 第4条の3第1項（第7条の3第3項において準用する場合を含む。） | 75歳以上の者の許可申請時に行う認知機能検査の実施 |
| 第4条の3第2項（第7条の3第3項において準用する場合を含む。） | 医師の指定 |
| 第4条の3第2項（第7条の3第3項において準用する場合を含む。） | 受診命令及び診断書の提出命令 |

別表銃砲刀剣類所持等取締法の部第4条の3第1項の項中「第4条の3第1項」を「第4条の4第1項」に改め、同部第4条の3第2項の項中「第4条の3第2項」を「第4条の4第2項」に改め、同部第5条の4第3項の項の次に次のように加える。

| | |
|----------|-------------------------------|
| 第5条の5第1項 | 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施 |
| 第5条の5第2項 | 技能講習修了証明書の交付 |
| 第5条の5第3項 | 技能講習修了証明書再交付等申請書の受理及び書換え又は再交付 |
| 第5条の5第4項 | 講習事務の一部委託 |

別表銃砲刀剣類所持等取締法の部第9条の12第3項及び第4項の項の次に次のように加える。

| | |
|----------------|--|
| 第9条の13第1項 | 年少射撃資格認定申請書等の受理及び年少射撃資格の認定 |
| 第9条の13第2項 | 年少射撃資格認定証の交付 |
| 第9条の13第3項 | 年少射撃資格認定証書換申請書又は年少射撃資格認定証再交付申請書の受理及び書換え又は再交付 |
| 第9条の14第1項 | 年少射撃資格の認定のための講習会の開催 |
| 第9条の14第2項 | 年少射撃資格講習修了証明書の交付 |
| 第9条の14第3項 | 年少射撃資格講習修了証明書再交付等申請書の受理及び書換え又は再交付 |
| 第9条の14第3項 | 講習事務の一部委託 |
| 第9条の15第2項及び第3項 | 年少射撃資格認定証の返納の受理 |

別表銃砲刀剣類所持等取締法の部第11条第6項及び第7項の項中「第11条第6項及び第7項」を「第11条第7項及び第8項」に改め、同部第11条第8項から第10項までの項中「第11条第8項から第10項まで」を「第11条第9項から第11項まで」に改め、同部第12条の2の項中「第12条の2」を「第12条の3」に改め、同部第27条の3の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------|-------------------|
| 第28条の2第1項 | 猟銃安全指導委員の委嘱 |
| 第28条の2第3項 | 猟銃安全指導委員への情報提供 |
| 第28条の2第6項 | 猟銃安全指導委員に対する研修の実施 |
| 第28条の2第7項 | 猟銃安全指導委員の解嘱 |

別表銃砲刀剣類所持等取締法施行令の部第5条の7第2項の項中「第5条の7第2項」を「第17条第2項」に改め、同部第5条の10第1項の項中「第5条の10第1項」を「第20条第1項」に、「及び場所の指定」を「等の指定及び通知」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|---------|------------------|
| 第21条第1項 | 技能講習実施日時等の指定及び通知 |
|---------|------------------|

別表銃砲刀剣類所持等取締法施行令の部第6条第2項の項中「第6条第2項」を「第24条第2項」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|---------|----------------|
| 第29条第1項 | 年少射撃資格講習会開催の公表 |
|---------|----------------|

別表銃砲刀剣類所持等取締法施行令の部第7条の3の項中「第7条の3」を「第35条第1項、第2項及び第6項」に改め、同表銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の部第2条第2項及び第4項の項中「第2条第2項」を「第4条第2項」に改め、同部第2条第3項の項中「第2条第3項」を「第4条第3項」に改め、同部第2条の2第2項の項中「第2条の2第2項」を「第5条第2項」に改め、同部第2条の2第3項の項中「第2条の2第3項」を「第5条第3項」に改め、同部第3条第2項の項中「第3条第2項」を「第6条第2項」に改め、同部第3条第3項の項中「第3条第3項」を「第6条第3項」に改め、同部第3条第5項の項中「第3条第5項」を「第6条第5項」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|------------|----------------|
| 第10条第1項第2号 | 公安委員会が認める医師の認定 |
|------------|----------------|

別表銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の部第5条第2項（第11条の6第2項において準用する場合を含む。）の項中「第5条第2項」を「第12条第2項」に、「第11条の6第2項」を「第43条第2項」に改め、同部第6条の4の項中「第6条の4」を「第20条」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|------|--------------|
| 第26条 | 技能講習受講申込書の受理 |
|------|--------------|

別表銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の部第7条の項中「第7条」を「第30条」に改め、同部第11条の3第1項の項中「第11条の3第1項」を「第36条第1項」に改め、同部第11条の4の項中「第11条の4」を「第37条」に改め、同部第11条の7の項中「第11条の7」を「第44条」に改め、同部第11条の12の項中「第11条の12」を「第50条」に改め、同部第11条の16の項中「第11条の16」を「第54条」に改め、同部第11条の19第2項の項中「第11条の19第2項」を「第58条第2項」に改め、同部第11条の24の項中「第11条の24」を「第64条」に改め、同部第11条の28の項中「第11条の28」を「第68条」に、「記載事項変更届書」を「記載事項変更届出書」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|------|------------------|
| 第81条 | 年少射撃資格講習受講申込書の受理 |
|------|------------------|

別表銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の部第14条第2項の項中「第14条第2項」を「第91条第2項」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|---|-------|
| 第91条第3項、第101条第3項、 第103条第4項及び第104条第2 項 | 奥書き交付 |
|---|-------|

別表銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の部第16条の4第1項の項中「第16条の4第1項」を「第101条第1項」に改め、同部第16条の4第2項及び第4項の項中「第16条の4第2項」を「第101条第2項」に改め、同部第17条の2第3項及び第5項の項中「第17条の2第3項」を「第103条第3項」に改め、同部第17条の3第2項の項中「第17条の3第2項」を「第104条第2項」に改め、同部第14条第3項、第16条の4第3項、第17条の2第4項及び第17条の3第2項の項

を削り、同部第28条の項中「第28条」を「第117条」に改め、同部の次に次のように加える。

| | | |
|--|--------|----------------------|
| 猟銃安全指導委員規則 (平成21年国家公安委 員会規則第12号) | 第2条第1項 | 活動区域の設定 |
| | 第2条第2項 | 猟銃安全指導委員を関係者に周知させる措置 |
| | 第8条 | 解嘱理由の通知及び弁明の機会の付与 |

別表銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の部中「第12条の3の診断を行う」を「の規定に基づく」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月4日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

島根県公安委員会規則第19号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年島根県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく医師の指定に関する規則

第1条中「第12条の3の」を「第4条の3第2項及び第12条の3の規定による」に改める。

第2条第2項中「医師」を「前2項の規定による医師」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「医師」を「法第12条の3の規定による診断を行う医師」に改め、同項の表中「第5条第1項第2号」を「第5条第1項第3号」に、「第5条の2第3号」を「第8条第3号」に、「第5条第1項第3号若しくは第4号」を「第5条第1項第4号若しくは第5号」に改め、「介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第4条の3第2項の規定による診断を行う医師の指定は、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症（以下「認知症」という。）の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。

第3条中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第4条中「第2条第1項の表に掲げる」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正

誤

平成20年7月25日付け島根県報第2,003号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| | | | |
|-----|-------|------|----------|
| ページ | 行 | 誤 | 正 |
| 6 | 上から10 | 関係書類 | 図面及び関係書類 |

平成21年11月17日付け島根県報第2,138号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|------|-----------|-----------|
| 3 | 下から8 | 松江県土整備事務所 | 益田県土整備事務所 |
| 4 | 上から1 | 2353番1地先 | 2353番15 |
| 4 | 上から2 | 2353番2の内 | 2353番14 |
| 4 | 上から3 | 2354番2の内 | 2354番3 |